

## にかほ市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及びにかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成28年度の市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

### 1 職員の任免及び職員数の状況

#### (1) 職員の採用の状況

区 分	平成30年4月1日採用者
一般行政職	4
技能労務職	1
消防職	3
合 計	8

#### (2) 退職の状況(平成29年度中)

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他				合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	
一般行政職	5					2	7
技能労務職	2						2
消防職							0
合 計	7	0	0	0	0	2	9

#### (3) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

区 分		職 員 数			対前年比増減	
		H28年度	H29年度	H30年度	H29年度	H30年度
部 門	議 会	3	3	3	0	0
	総 務	53	52	51	-1	-1
	税 務	13	13	13	0	0
	労 働	2	2	2	0	0
	農林水産	16	16	16	0	0
	商 工	19	18	16	-1	-2
	土 木	10	11	9	1	-2
	小 計	116	115	110	-1	-5
福 祉 関 係	民 生	33	32	34	-1	2
	衛 生	14	12	13	-2	1
	小 計	47	44	47	-3	3
一 般 行 政 部 門 計		163	159	157	-4	-2
特 別 行 政	教 育	52	51	48	-1	-3
	消 防	64	58	61	-6	3
	小 計	116	109	109	-7	0
公 営 企 業 等	病 院	5	5	5	0	0
	水 道	11	9	9	-2	0
	下水道	4	4	5	0	1
	国保事業	6	6	4	0	-2
	ガ ス	7	7	8	0	1
	小 計	33	31	31	-2	0
総 合 計		312	299	297	-13	-2

※教育長は職員数に含まない。

### 2 職員の給与の状況

にかほ市の給与・定員管理等についての公表をご覧ください。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、休暇については市の条例・規則で定められており、ここでは主なものを掲載します。

## (1) 勤務時間の状況(29年4月1日現在)

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで	土曜日 日曜日

## (2) 休暇の種類(29年4月1日現在)

区 分	内 容	備 考	
年次有給休暇	1年につき20日。20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる		
療養休暇	結核性疾患により長期の療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、2年を超えない範囲内で、医師が必要と認めた期間	有 給	
組合休暇	1年につき30日。職員が登録された業務又は活動に従事する場合	無 給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、医師が必要と認めた期間	有 給	
特別休暇	公民権の行使	必要と認められる期間	有 給
	証人、鑑定人、参考人等として裁判所等へ出頭	必要と認められる期間	有 給
	骨髄移植及び登録	必要と認められる期間	有 給
	社会貢献活動 (ボランティア休暇)	1年につき5日以内	有 給
	結婚	結婚の日の5日前から結婚の日以後1月を経過するまでの期間で連続する5日間	有 給
	生理	就業が著しく困難な場合、2日以内	有 給
	妊産婦保健指導・健康診査	妊娠23週まで4週間に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から1週間に1回、出産後1年まではその間に1回(医師等の指示があった場合、いずれの期間についても指示された回数)とし、1回につき1日以内	有 給
	妊婦の通勤緩和	通勤に利用する交通機関の混雑回避のため1日につき1時間以内	有 給
	つわり	10日以内	有 給
	女子職員の出産	産前: 出産予定日から8週間(多胎の場合14週間) 産後: 出産の翌日から8週間	有 給
	生後1年に達しない子の保育	1日2回それぞれ30分以内	有 給
	配偶者出産	妻が出産するため入院する等の日から、出産の日後2週間を経過するまでの期間内で2日以内	有 給
	配偶者出産に係る子の養育	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎の場合は14週間)前の日から当該出産後の8週間経過日まで、当該出産に係る子又は小学就学前の子を養育する場合、当該期間内において5日以内	有 給
	小学校就学前の子の看護	1年につき5日(小学就学前の子が2人以上の場合10日)以内	有 給
	短期の介護	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合10日)以内	有 給
	忌引	続柄に応じ、1日から7日以内	有 給
	父母の追悼行事	1日(父母の死亡後15年以内に限る)	有 給
	夏期休暇	期間内(6月-10月)における週休日や休日を除く連続する5日以内	有 給
	災害等による住居の滅失又は損壊	7日以内	有 給
	災害等による出勤困難	必要と認められる期間	有 給
災害等による退勤途上における安全確保	必要と認められる期間	有 給	
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無 給	

## (3) 育児休業等の種類

区 分	内 容
育児休業	当該子が3歳に達する日まで
部分休業	当該子が小学校就学始期まで、1日につき2時間以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分(降任・免職・休職・降給)をいいます。

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分(戒告・減給・停職・免職)をいいます。

(1) 分限処分・懲戒処分者数(平成29年度)

分限処分者数					懲戒処分者数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
0	0	0	0	0	0	3	0	0	3

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇取得状況(平成29年) (単位:日)

総付与日数 A	総使用日数 B	使用率(%) C(B/A*100)	対象職員数(人) D	1人当たりの平均 使用日数E(B/C)
11,148	2,741	24.6	299	9.2

(2) 育児休業等取得状況(平成29年度) (単位:人)

区 分	育児休業	部分休業
男	0	0
女	10	9

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 主な研修の状況(平成29年度)

区 分	受講者数	備 考	
基本研修	新規採用職員研修	4	
	3年目研修	7	
	主任研修	3	
	監督者研修	1	
特別研修	市・県合同(能力開発)研修	16	
	職員講習①	282	人事評価制度研修、自学講座、マナー研修
特別研修 (業務専門)	総務企画関係	4	総務、企画、防災
	財務関係	1	会計、税
	福祉環境関係	133	医療、介護福祉、保健衛生、環境、戸籍
	産業経済関係	16	農林、観光、商工
	建設関係	0	土木、用地、契約、都市計画、住宅
	上下水道関係	0	下水道、水道、ガス関係研修含む
	議会・選管・監査関係	0	
	教育関係	12	教育、生涯学習、保健体育、公民館、図書館、科学館、文化財保護
消防関係	79	消防学校、その他(病院等)	
派遣研修	海外派遣研修	1	

(2) 職員の人事評価の状況

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から実施されており、本市においても、平成28年度より地方公務員法第23条の2に基づく人事評価制度を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況(平成29年度) (単位:人)

区 分	定期健康診断	人間ドック受診
受診者数	138	66

## (2) 公務災害の発生件数(平成29年度)

(単位:件)

区 分	申	請		
		うち認定	うち不認定	うち継続審査
公務災害	3	3	0	0
通勤災害	0	0	0	0

## (3) 職員互助会の状況

※ にかほ市職員互助会及びにかほ市消防職員互助会が組織されておりますが、会員掛金のみで運営し、慶弔金給付等の事業を行っております。

## (4) 職員の利益の保護の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき職員は、公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局による適当な措置が執られるべきことの要求や、不利益処分に関し不服申し立てをすることが出来ます。

にかほ市では、公平委員会がありませんので、この事務について、秋田県人事委員会に委託しており、平成29年度における業務の状況は、下記のとおり報告を受けております。

## ①勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度中 要求件数	平成29年度中処理件数		平成29年度末 係属件数
	却下	判定	
0	0	0	0

## ②不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成29年度中 要求件数	平成29年度中処理件数		平成29年度末 係属件数
	却下	判定	
0	0	0	0

## 8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されており、本市においても「職員の退職管理に関する条例」を制定したほか、平成28年度より地方公務員法に基づく職員の退職管理を実施しています。